

令和4年度 豊田市環境審議会第1回専門部会（循環型社会） 会議録

【日時】 令和4年4月28日（木）午後2時から午後3時30分

【場所】 豊田市役所南庁舎3階 31会議室

【出席者（部会長以下、五十音順）】

部会長	谷口 功	（梶山女学園大学人間関係学部）
	梅村 良	（とよたエコライフ倶楽部）
	竹内 徹	（市民公募）
	寺田 安孝	（あいち豊田農業協同組合）
	永江 榮司	（市民公募）

（事務局）	循環型社会推進課	青木課長、畑田副課長ほか
	環境政策課	塩谷課長
	廃棄物対策課	近藤課長
	清掃業務課	長嶋課長
	清掃施設課	宝木副課長

【欠席者】 前田 洋枝 （南山大学総合政策学部）

【傍聴人】 村瀬 和好

【次第】

- 1 部会長挨拶
- 2 委員紹介
- 3 議題
 - （1）パブリックコメント及びEモニター実施結果について
 - （2）答申書（案）について
- 4 その他

- 1 部会長挨拶
- 2 委員紹介
- 3 議題

(1) パブリックコメント及びE モニター実施結果について

部会長	パブリックコメント及びE モニター実施結果で、掲載しなかった意見は何かあるか。
事務局	同じ内容で同様の意見については集約して掲載している。プラスチックは燃やした方が良いといった意見等で直接的に関係のない意見は省かせてもらった。
部会長	事務局の回答がこの回答でいいのかということを含めて何か意見はあるか？
委員	不法投棄対策について、具体的な方策等を含めて記載したほうがよいのではないか。
事務局	監視カメラの貸し出しなど、具体的な対策を列記していく。
部会長	「手数料の値上げはごみの減量に繋がりません」とあるが、手数料の引き上げがごみの減量につながらないとはどういう感覚だろうか？
委員	手数料を値上げしても物を買う量が変わらなければ、ごみとして排出される量は変わらないという感覚ではないか。
事務局	分別ごみステーションでの回収は無料のままなので、処理施設の手数料が上がってもごみの量が減らないという趣旨ではないかと考えている。
部会長	区長会にはどのように周知をしたか？
事務局	区長会は、地区の代表区長で構成されているので、代表区長が集まる区長会で説明し、中学校区ごとの地区の区長会で代表区長が各区長に説明することになる。
委員	市民は税金を払っていることから、ごみの処理は行政の責任で処理すべきだと思っている人が多い。ごみの処理は行政の負担で処理するのではなく、ごみを出す人が負担するという受益者が負担することを説明していくべきではないか。
部会長	手数料を運搬原価の3分の1相当としている理由について質問が来た時にどのように回答をするか。
事務局	粗大ごみは、個々の家庭に回収に伺うため、処理原価が高くなる。処理原価相当とすると高額な手数料となるため一部行政側が負担すべきと考えている。
事務局	前回の答申時に示された家庭系が3分の1相当、事業系が2分の1相当の負担割合の考え方が残っている。前回の答申時に家庭系、事業系とも、それぞれに負担してもらうべき額を議論する中で負担割合の考えが示された。
事務局	運搬原価の3分の1相当とすることで周辺市との均衡が取れた手数料となる。
委員	市民からすると、以前の答申で示された説明されるよりも、他市との均衡により3分の1相当にしたとの説明の方が理解しやすい。今年から来年にかけていろいろなものが値上がりする中で、手数料の値上げに対して市民の反応が違おうと思うので丁寧な説明が必要である。ごみの減量やリサイクルについて、市民に啓発して、市民がごみの減量に取り組むようになれば、手数料が値上げされても理解されると思う。
部会長	分別ごみステーションに出されたごみ回収と臨時的に発生し処理施設に直接持ち込まれたごみ処理が別ということはどういった理由からか。
事務局	分別ごみステーションは決まった時間と決まった曜日に出してもらい無料で回収を行っている。それとは別に、臨時的に大量に出たごみ等を処理

	施設に直接搬入する場合は、計量や車両の誘導等の役務が発生しているので、それについて搬入した人に負担してもらっている。
部会長	処理施設が平日しか利用できないとの意見があるが、土日の開設は考えていないか。
事務局	他市だと月に一部、土日に施設を開設しているところもあるが、開設していない市がほとんどである。
委員	軽トラの貸出制度があることを知らなかった。市ホームページに掲載するか担当課を記載するなどしたほうがよいのではないか。
事務局	担当課等を記載する。
部会長	借りられる方はいるか。
事務局	ゴールデンウィークなどは2～3か月前から申込がある。貸出用の車両が2台あるが、2台とも空いているのは年間で3分の1もない。
部会長	貸出料金はいくらか。
事務局	保険代とガソリン代を含めて3,000円。
委員	直接処理施設に持ち込まれるごみが全体の5%とすると、今回の手数料見直しは多くの方にはそんなに影響がない。値上げに対して否定的な人もいるので、対象者が少ないことをもう少しうまく説明できないか。
事務局	Eモニターへのアンケート結果では施設に直接持ち込んだことがある人が大半であるが、持込の頻度が「数年に1回」という回答の方が多いので、多くの方は影響が少ないとは思うのでもう少し丁寧に説明する。

(2) 答申書(案)について

事務局	「激変緩和措置」と「10kg未満の処理手数料の取扱い」については、部会の中では議論いただいたが記載されていなかった。パブリックコメントやEモニターにおいて、この件についての意見が多かったので追記した。
部会長	ごみを多く出す人ほど優遇される状態とはどういうことか。
事務局	施設に直接持ち込まれるごみについては、処理費用の一部を市が負担している。なので、ごみを直接持ち込む人の費用の一部を補助している形になる。
部会長	処理施設に直接持ち込む人からすると、直接自分で処分場に持ち込み、手数料も支払っているということにはなるが、その費用だけでは処理できなく、行政が処理費用の一部を負担していることを知ってもらいたい。
委員	「ごみを多く出す人ほど優遇される状況」とあるが、その前に「受益者負担の原則からすれば」を追記すると分かりやすい。
事務局	追記していく。
部会長	手続き的には、今回この部会で検討し、次回は本会議で審議することになるのか。
事務局	今回皆さんから意見をいただいた箇所について修正し、審議会委員全員に答申(案)を送付し審議会前までに意見を提出いただく。いただいた意見を踏まえ修正を加え審議会で報告する。

4 その他

第1回本会議の日程について(事務局より説明)